

# 固定資産税の調査・申告・減額措置など

申告先・問合せ 課税課資産税係内 157

## ◆調査にご協力ください◆

### ■新(増)築された家屋の調査

平成29年中に新築・増築された家屋を対象に調査を行います。

この調査は家屋に使われている資材や床面積などを直接調査して、固定資産税・都市計画税の算出根拠となる家屋の評価額を決定するためのものです。

対象となる家屋の所有者の方はご協力をお願いします。

※車庫やサンルームなども課税の対象となる場合があります。詳しくは問い合わせてください。

### ■現地調査

課税課では年3回、市内全域を巡回し現地調査を行っています。

これは適正な課税のため、家屋の新築や滅失、土地の利用状況などを確認するためのものです。

皆様のご協力をお願いします。

## ◆届け出・申告◆

### ■取壊し家屋(建物)の届け出

平成29年中に家屋(全部または一部)を取り壊した場合、届け出が必要です。

○登記されている家屋：東京法務局西多摩支局で家屋の滅失登記をしてください。

○未登記の家屋：「家屋取壊し申告書」を課税課資産税係へ提出してください。取壊しについて届け出がない場合、平成30年度以降も家屋が存在するものとして課税される場合があります。

### ■住宅用地などの申告

市内に土地を所有している方で、平成29年中に次に該当する方は「固定資産税住宅用地等申請書」を提出してください。

○住宅を新築し、土地を新しく住宅用地として使用した場合

○住宅を取り壊し、土地を住宅用地として使用しなくなった場合

○住宅用地の全部または一部に事業用家屋を新築した場合

○住宅を事業用家屋に用途変更した場合

### ■申告用紙のダウンロード

「家屋取壊し申告書」「固定資産税住宅用地等申告書」のほか、税に関する各種申請書は、市公式サイトからダウンロードすることができます。ぜひ、利用してください。

## ◆減額措置を紹介します◆

### ■住宅の省エネ改修

平成20年1月1日以前に建築された住宅で、一定の省エネ改修が行われた場合、改修工事が完了した年の翌年度分に限り、当該家屋に係る固定資産税(1戸当たり120㎡相当分まで)の3分の1を減額します。

### ■住宅のバリアフリー改修

新築された日から10年以上経過した住宅で、一定の要件を満たすバリアフリー改修が行われた場合、改修工事が完了した年の翌年度分に限り、当該住宅に係る固定資産税(1戸当たり100㎡相当分まで)の3分の1を減額します。

### ■住宅の耐震改修

昭和57年1月1日以前に建築された住宅で、一定の要件を満たす耐震改修が行われた場合、改修工事が完了した年の翌年度から工事完了時期に応じて一定期間、当該住宅に係る固定資産税(1戸当たり120㎡相当分まで)の2分の1を減額します。

いずれの減額措置も、改修後3か月以内に必要書類を添えて申告していただく必要があります。詳しくは問い合わせください。



# 平成29年 春の叙勲

旭日双光章（地方自治功労）

櫻沢一昭さん（元羽村市議会議員・埼玉県新座市在住）



櫻沢さんは、昭和62年5月に羽村市（町）議会議員となり、以来平成13年8月まで4期14年4か月にわたり、経済委員会委員長、総務委員会委員長、議長などを歴任し、市の発展のために尽力されました。

問合せ 秘書課秘書係 ③306

## ご注意ください

### 雨の日の資源A（紙類・布類）の出し方

6月は雨の多い時季です。雨の日に資源A（紙類・布類）を出すときは、次のことに気を付けてください。

■濡れてもリサイクルできる紙類（新聞紙・折込チラシ、雑誌・雑紙、ダンボール）

紙類は、濡れてもリサイクルすることができません。ひもで束ねて、いつもと同じ場所へ出してください。

雨を気にして軒下などいつもと違う場所へ出すと、収集もれの原因となります。

■濡れるとリサイクルできない布類（古着・古繊維）

布類は、濡れてしまうとリサイクルすることができません。布類は雨の降っていない資源Aの収集日に、ひもで束ねて出してください。

#### 出し方のポイント

①紙類を出すときは、資源として再生利用できる紙ひもをできるだけ使用してください。

②下着や靴下、汚れのひどい布類は資源となりません。「燃やせるごみ」で出してください。

問合せ 生活環境課生活環境係 ③204

## 西多摩衛生組合 平成28年度ダイオキシン類測定結果

問合せ 西多摩衛生組合 計画管理課 ☎554-2409

測定結果は、いずれも環境基準値、法規制値、公害防止協定規制値を下回っています。

### ■環境センター排ガス中のダイオキシン類測定結果

（単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup>N）

	平成28年						平成29年
	4月27日(水)	6月16日(木)	7月25日(月)	10月4日(火)	11月24日(木)	12月8日(木)	3月2日(木)
1号炉	—	0.0020	—	0.0011	—	—	—
2号炉	—	—	0.0012	—	—	0.0018	—
3号炉	0.00010	—	—	—	0.0062	—	0.00041

【単位：1ナノグラム（1ng）は、10億分の1グラム】

- 採取場所…各炉煙突排ガス採取口
- 法規制値…1ng-TEQ/m<sup>3</sup>N（ダイオキシン類対策特別措置法）
- 公害防止協定規制値…0.5ng-TEQ/m<sup>3</sup>N

### ■環境センター周辺の大気環境中のダイオキシン類測定結果

（単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>）

	平成28年		平成29年	
	6月16日(木)正午～17日(金)正午	12月8日(木)正午～9日(金)正午	1月26日(木)正午～27日(金)正午	3月2日(木)正午～3日(金)正午
羽村市立羽村第三中学校（屋上）	0.0083	0.011	0.014	0.013
羽村市立松林小学校（屋上）	0.0080	0.010	0.010	0.015
羽村市立あさひ公園（地上）	0.010	0.011	0.016	0.0083
瑞穂町立瑞穂第四小学校（屋上）	0.0085	0.0086	0.0083	0.014
瑞穂町富士見公園（地上）	0.010	0.011	0.010	0.0084

【単位：1ピコグラム（1pg）は、1兆分の1グラム】

- 環境基準値…0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>（ダイオキシン類対策特別措置法）